(3) 家計急変世帯

番号	書類名	注意事項
1	高知県高校生等奨学給付金(家計急変) 受給申請書(別記第1号様式)	消せるボールペンの使用不可
2	住民票	(1)保護者等及び対象高校生等が属する世帯全ての構成員の住民票で、 ・「続柄」・「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること ・個人番号(マイナンバー)が記載されていないこと (2)発行日が申請日から3か月前までのもの (3)住民票のコピーを提出する場合、余白に「原本は○○高校(生徒氏名) の書類に添付」と記入してください。
3	別紙 家計急変に関する届出	(1)家計急変の状況や世帯人数について詳細を記入すること (2) <u>世帯人数 = 保護者等 + 扶養親族の合計人数</u> ※ 同居していても、収入があり独立して生計を営む者は含めないこと
4	家計急変の <u>発生事由</u> を証明する書類	離職票,雇用保険受給資格者証,解雇通告書,破産宣告通知書,廃業等届出等
(5)	家計急変前及び家計急変後の収入を 証明する書類	(1)課税証明書等(家計急変前) ※ 扶養親族の記載が省略されていないもの (2)会社等が作成した給与見込証明書 (3)直近の給与明細書 (4)税理士又は公認会計士が作成した証明書類(家計急変後)等
6	扶養誓約書(別記第4号様式)	(1)15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がおり、 対象となる高校生が第2子以降に相当する世帯の場合 →被扶養者氏名欄に生徒本人及び当該兄弟姉妹の記入が必要 (2)高知県高校生等奨学給付(家計急変)金受給申請書(別記第1号様式)の裏面【2.保護者等の収入の状況について】(2)⑤又は⑥に該当する方 →被扶養者氏名欄に生徒本人の記入が必要 ※生徒が在学中に成人した場合で、18歳となる日の前日において 親権者であった者については不要
7	諸証明書交付願	
8	預金通帳の写し	(1)申請書に記載した、申請者本人名義の通帳であること (2)金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字・カナ表記いずれも必要 [※])が確認できること ※ 通帳の表紙および見開き部分の写しを提出ください。

[●] 提出された書類によって家計の状況が確認できない場合、追加で書類の提出をお願いする場合があります。